

財産形成預金規定集 新旧対照表

新	旧	摘要
<p>財形住宅預金規定</p> <p>5. (預金の解約)</p> <p>(1) やむをえない事由により、この預金を第3条による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません</p> <p><u>(2) 前項の解約手続きに加え、当該預金の解約手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。</u></p> <p>6. (税額の追徴)</p> <p>この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って20.315% (国税15.315%、地方税5%)により計算した税額を追徴します。</p> <p>財産形成預金共通規定</p> <p>1. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金は、第2条第1項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>第2条第1項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。</u></p>	<p>財形住宅預金規定</p> <p>5. (預金の解約)</p> <p>やむをえない事由により、この預金を前記3.による支払方法によらずに解約する場合は、この預金のすべてを解約することとし、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、「契約の証」とともに当店へ提出してください。この場合、期日指定定期預金は満期日を指定することはできません。</p> <p>(2) 新設</p> <p>6. (税額の追徴)</p> <p>この預金の利息について、次の各号に該当したときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税で支払済の利息についても5年間(預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで)にわたり遡って20%(国税15%、地方税5%)により計算した税額を追徴します。</p> <p>財産形成預金共通規定</p> <p>1. (反社会的勢力との取引拒絶)</p> <p>この預金は、第2条第1項第1号、第2号、第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<u>そのいずれかに該当する場合には、当金庫はこの預金の開設をお断りするものとします。</u></p>	<p>(預金解約時の本人確認手続条項の追加)</p> <p>(税率の変更)</p>

財産形成預金規定集 新旧対照表

新	旧	摘要
<p>2. (預金の解約)                      (1) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。<u>なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>① 預金者が預金申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p><u>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u>  <u>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u>  <u>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u>  <u>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u>  <u>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>③ 預金者が自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか一にでも</u>該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為                      B. 法的な責任を超えた不当な要求行為                      C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為                      D. 風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為                      E. その他 <u>A から D に準ずる行為</u></p>	<p>2. (預金の解約)                      (1) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。</p> <p>① 預金者が預金申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>② 預金者が<u>次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p>A. 暴力団                      B. 暴力団員                      C. 暴力団準構成員                      D. 暴力団関係企業                      E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等                      F. その他前各号に準ずる者</p> <p>③ 預金者が自らまたは第三者を利用して次の<u>各号に</u>該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為                      B. 法的な責任を超えた不当な要求行為                      C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為                      D. 風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為                      E. その他<u>前各号に</u>準ずる行為</p>	<p>(免責・損害賠償条項の追加)</p> <p>(暴力団等の属性要件追加字句の修正)</p>

財産形成預金規定集 新旧対照表

新	旧	摘要
<p><u>(2)この預金が、当金庫が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫は、この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。(但し、財形年金を除く)また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。</u></p> <p>(3)前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>3. (届出事項の変更、契約の証の再発行)</p> <p>(1) 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったとき、直ちに書面によって当店に届出てください。</p> <p><u>(2)前項の印章、名称、住所その他の届け出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>(3) 契約の証または印章を失った場合 以下省略</p> <p>5. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。<u>なお、預金者は、盗取された契約の証を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。</u></p>	<p>(2) 新設</p> <p>(2)前記(1)により、この預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、「契約の証」を持参のうえ、当店に申し出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。</p> <p>3. (届出事項の変更、契約の証の再発行)</p> <p>(1) 契約の証や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったとき、直ちに書面によって当店に届出てください。<u>この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>(2)契約の証または印章を失った場合 以下省略</p> <p>5. (印鑑照合等)</p> <p>払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>(睡眠預金条項の追加)</p> <p>(届出事項の変更の届出前の損害条項の明確化)</p>

財産形成預金規定集 新旧対照表

新	旧	摘要
<p>6. (盗難された契約の証を用いた解約または書替継続による払戻し等)</p> <p>(1)盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻し(以下本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p>①契約の証の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること</p> <p>②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること</p> <p>③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2)前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。</p> <p>ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この契約の証が盗取された日(契約の証が盗取された日が明らかでないときは、盗取された契約の証を用いて行われた不正な解約または書替継続による払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p>	<p>6. 新設</p>	<p>(補てん請求条項の追加)</p>

財産形成預金規定集 新旧対照表

新	旧	摘要
<p><u>(4)第2項の規定にかかわらず、次のいずれか該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。</u></p> <p><u>①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</u></p> <p><u>A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと</u></p> <p><u>B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</u></p> <p><u>C 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</u></p> <p><u>②契約の証の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</u></p> <p><u>(5)当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合もその受けた限度において同様とします。</u></p> <p><u>(6)当金庫が第2項の規定にもとづき補てんをおこなった場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。</u></p> <p><u>(7)当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された契約の証による不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</u></p> <p><u>7. (譲渡、質入れ等の禁止)</u></p> <p><u>8. (保険事故発生時における預金者からのからの相殺)</u></p>	<p>新設</p> <p><u>6. (譲渡、質入れ等の禁止)</u></p> <p><u>7. (保険事故発生時における預金者からのからの相殺)</u></p>	<p>(補てん請求条項の追加)</p>

財産形成預金規定集 新旧対照表

新	旧	摘要
<p>9. (通知等)  <u>届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p>10. (準拠法、裁判管轄)  <u>この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、静岡地方裁判所を管轄裁判所とします。</u></p> <p>11. (規定の変更等)  <u>1) この預金規定の各条項および第2条第2項にもとづく期間・金額その他条件は、金融情勢その他の諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u>  <u>2) 前号の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>	<p>9. 新設</p> <p>10. 新設</p> <p>11. 新設</p>	<p>(通知等条項の追加)</p> <p>(準拠法、裁判管轄条項の追加)</p> <p>(規定の変更条項の追加)</p>